

計画名称

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画



撮影日 平成11年

不適正処分の内容

許可品目以外の埋立
許可容量の超過

埋立容量: 約72万 m^3

約1.8倍

不適正処分事業者

株式会社 アール・ディエンジニアリング

施設の種類(許可内容)

安定型処分場(栗東市小野地先)

昭和54年12月許可(業)

面積: 約4万8千 m^2

許可品目: 安定4品目

(がれき類、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類)

容量: 約40万 m^3

中間処理施設 焼却施設: 2基

株式会社 アール・ディエンジニアリング
平成18年6月破産

支障等の内容

廃棄物の飛散・流出

地下水の汚染

悪臭による生活環境の支障

特定支障除去等事業の概要

この事業は、不適正処理を行った(株)アール・ディエンジニアリングが破産したことにより、県が代執行として産廃特措法にもとづき国の支援を得ながら事業を行っています。平成24年度に一次対策を実施し、平成25年度より総額70億円で実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て二次対策を行っています。

支障等の内容

- 廃棄物の飛散・流出 : 一部法面が急峻・覆土がされていない
- 地下水の汚染 : 安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋立て
- 悪臭による生活環境の支障 : 過去に高濃度硫化水素ガスの発生

一次対策

平成24年9月～平成25年3月

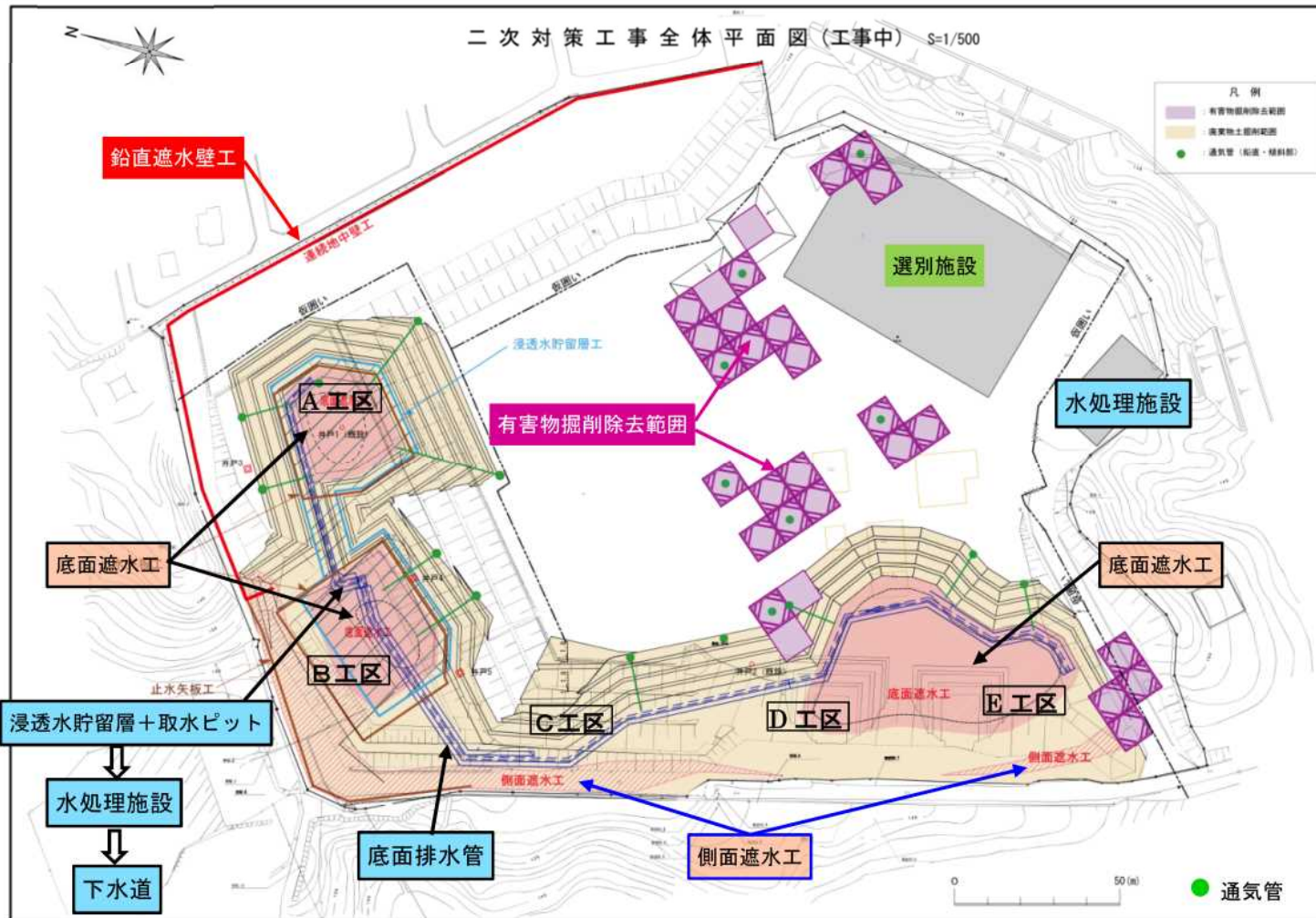
- ・有害物の掘削除去
 - ・地下水汚染拡散防止
- 事業費: 約4億円
実績: 約2.4億円

二次対策

平成25年12月～平成35年3月 (工事は平成33年3月まで)

- ・底面、側面の遮水
 - ・浸透水の揚水、浄化
 - ・有害物の掘削除去
 - ・法面の覆土
- 事業費: 約70億円

二次対策工事の概要 (平成25年12月 ~ 平成33年3月)



廃棄物に浸かった水が地下水に流れ込まないように遮水(底面遮水、側面遮水、鉛直遮水工)
 その際に掘削した廃棄物土は、選別施設で廃棄物と埋め戻し材に分別(掘削→選別施設)
 遮水して溜まる水は水処理施設で処理して下水道に放流。滞留水を減らして硫化水素やメタンの
 発生を抑制(浸透水貯留層→取水ピット→水処理施設→下水道)
 調査の結果、汚染の原因となる基準を超えた廃棄物土を掘削し処分(有害物掘削除去)
 処分場の表面をきれいな土やシートで覆い、廃棄物の飛散流出を防止(覆土工+表面排水路)

平成29年度の工事施工箇所について

B工区

- ・廃棄物土掘削工
- ・底面・側面遮水工
- ・底面排水工
- ・取水ピット
- ・浸透水貯留層工
- ・選別土埋戻工

A工区

- ・選別土仮置

埋戻し可能物

- ・選別土仮置

選別処理施設 水処理施設

- ・運転管理
- ・選別した廃棄物は場外搬出
- ・水処理した水は下水道へ

E工区

- ・廃棄物土掘削工
- ・選別土埋戻工

C工区、D工区

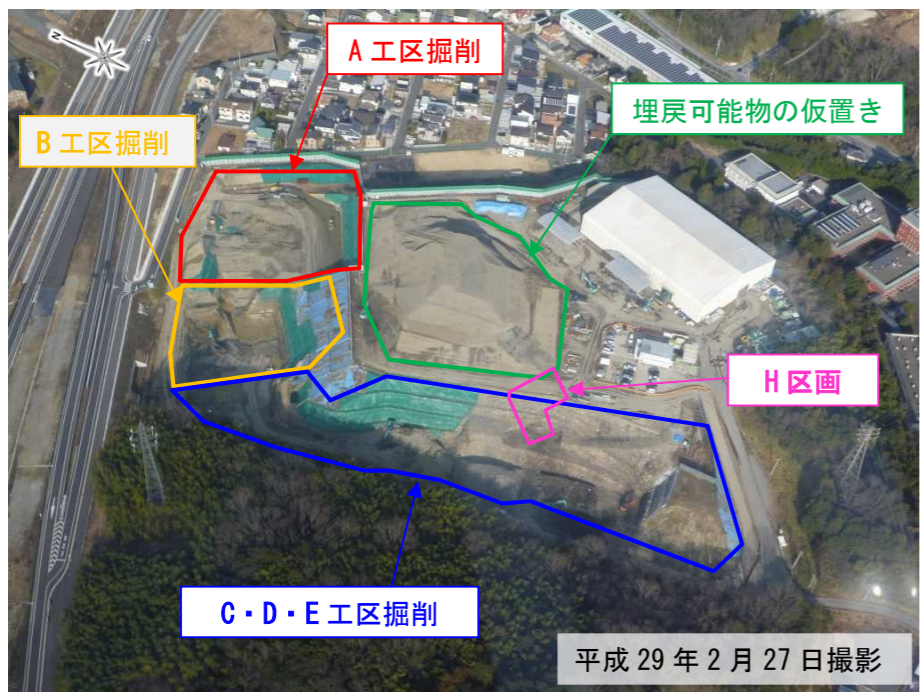


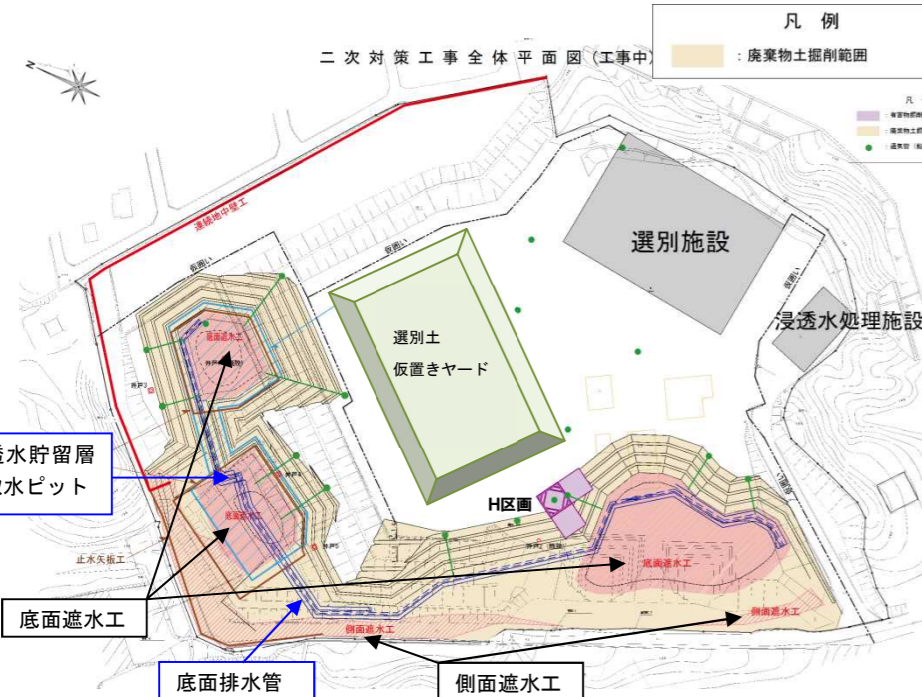
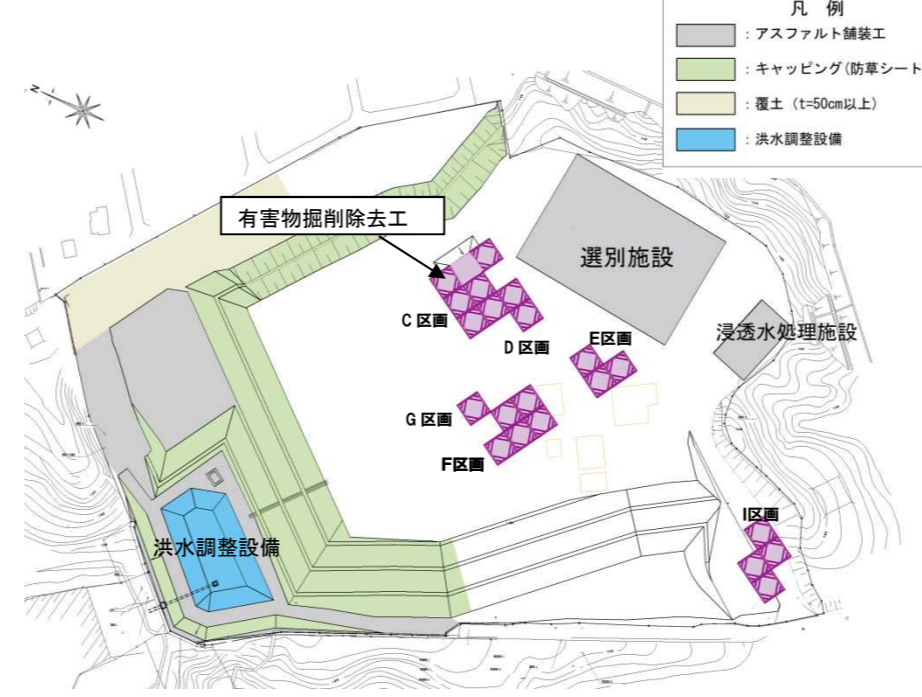

- ・廃棄物土掘削工
- ・底面排水工
- ・選別土埋戻工

H区画

- ・有害物掘削除去

撮影日 平成29年5月23日

旧 RD 最終処分場二次対策工事の年度別計画

現況	平成 25 年度【既設構造物撤去工等】	平成 26 年度【既設仮置物撤去工、汚染拡散防止対策等】
 <p>平成 29 年 2 月 27 日撮影</p>		
<p>今年度は、A 工区：選別土による埋戻しについても完了し、選別土の仮置きを実施。B 工区：止水連続壁工を行い地山（欠損箇所）の確認し、底面遮水工および浸透水貯留層工（取水ピット）、洪水調整設備工を実施。C～E 工区：平成 28 年度から引き続き廃棄物土の掘削を行い、完了できた箇所から底面排水工を実施。</p> <p>有害物掘削について、H 区画を実施する。</p>	<p>【既設構造物撤去工事】①既設構造物（溶融炉建屋、プレハブ等）の取り壊しを行った。</p> <p>【二次対策工事】①有害物掘削除去工のうち、選別施設の建設に支障となる A・B 区画を平成 26 年前半にかけて先行して掘削除去した。</p> <p>②浸透水処理施設の設計・プラント製作を行った。</p>	<p>【二次対策工事】① 選別施設：建屋建設、選別ラインを設置し、先行して既設仮置物から選別処理を開始した。② 鉛直遮水工：処分場全体の浸透水位を低下させるため、隣接団地側に鉛直遮水壁（深度 9～17m）を、経堂池側に止水矢板工をそれぞれ設置した。</p> <p>浸透水処理施設の基礎工事、プラント設置、揚水井戸の新設、下水道接続を行った後、稼働を開始した。</p>
平成 27 年度～平成 30 年度【廃棄物土掘削工、汚染拡散防止対策等】	平成 30 年度～平成 32 年度【有害物掘削除去工等】	平成 32 年度以降【キャッピング工等】
		
<p>【二次対策工事】① 廃棄物土掘削工：廃棄物土を掘削し、選別施設で埋戻適合物（選別土、再生資材）と廃棄物（選別除去廃棄物（可燃・不燃系）、汚染選別土）に分別し、掘削が完了した箇所から盛土を行う。② 底面・側面遮水工：廃棄物土層が砂層と接している箇所では、浸透水の拡散防止対策として、セメント改良土を用いて底面・側面遮水を行う。</p>	<p>【二次対策工事】① C～I 区画の有害物掘削除去工：有害物は場外搬出処分を行い、掘削に伴い発生する廃棄物土は選別処理を行う。</p> <p>③ 浸透水貯留層・底面排水工：浸透水を効率よく集水するため底面ドレーン管を設置する。また、下流側では浸透水貯留層と浸透水処理施設へ送水する配管を設置する。</p>	<p>【二次対策工事】① 選別施設：掘削が完了した後、施設を解体する。② キャッピング工：雨水の浸透抑制、廃棄物の飛散防止対策として、平坦面は覆土またはアスファルト舗装を行い、法面部は防草シートにてキャッピングを行う。③ 雨水排水工：雨水を効率よく流下させるために排水側溝を設置する。</p>